

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県都城家畜保健衛生所長 鎌田 博志

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 宮崎県都城家畜保健衛生所
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (3) の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県都城家畜保健衛生所 生産安全課庶務担当

宮崎県都城市高崎町大牟田4213-1 郵便番号 889-4505

電話番号 0986(62)5151

(2) 期間 令和7年7月17日から令和7年8月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県都城家畜保健衛生所 生産安全課庶務担当

- (2) 交付期間 令和 7 年 7 月 17 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県都城家畜保健衛生所生産安全課庶務担当
(2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日 午後 5 時
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県都城家畜保健衛生所 研修室
宮崎県都城市高崎町大牟田 4 2 1 3 - 1
(2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県都城家畜保健衛生所 生産安全課庶務担当

宮崎県都城市高崎町大牟田 4 2 1 3 - 1 郵便番号 889-4505

電話番号 0986(62)5151

12 その他

この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様等に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年7月17日

2 一般競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 調達物品 | 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気 |
| (2) 調達物品の特質等 | 仕様書のとおり |
| (3) 供給期間 | 令和7年10月1日 午前0時から令和8年9月30日 午後12時まで |
| (4) 供給場所 | 宮崎県都城家畜保健衛生所、宮崎県都城市高崎町大牟田4213-1 |

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(1)に掲げる資格を有していない者で入札を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

- (1) 申請書類の入手・提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達第一担当

TEL 0985-26-7208

- (2) 申請の時期

令和7年7月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 提出の方法

封筒の封皮に『8月20日開札 電気の供給に係る入札参加資格申請書類在中』と朱書きし、直接もしくは送付により提出すること。

5 入札手続

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式1の入札書に別紙様式2の入札金額計算書を添付して、持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）により提出しなければならない。

入札書に記載する日付は、提出日もしくは発送日とする。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため、留意すること。

- (2) 入札書の提出場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

宮崎県都城家畜保健衛生所 生産安全課庶務担当

〒889-4505 宮崎県都城市高崎町大牟田4213-1 TEL0986-62-5151

- (3) 入札書の提出期限

令和7年8月19日 午後5時まで

- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3の委任状を提出するとともに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）すること。

- (5) 入札書は封筒に入れて密封し、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び『8月20日開封 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の入札書在中』と朱書きすること。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『8月20日開封 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の入札書在中』と朱書きすること。

- (6) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (7) 入札者が連合又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期又は取り消す。

6 入札書及び入札金額計算書の記載方法

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とし、仕様書に記載の予定契約電力並びに月別予定使用電力量に対する参考総価比較額とする。

- (2) 入札金額計算書には、契約電力に係る単価（基本料金単価）及び使用電力量に係る単価（使用電力量料金単価）を記載し（それぞれの単価に円未満の端数がある場合は、小数点第2位までとする。）、仕様書に記載した予定契約電力及び月別予定使用電力量にそれぞれの単価を乗じて計算した金額の合計額（当該合計金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）を月別電気料金見込

額として記載すること。

さらに、供給期間中の電気料金見込総額として、各月別電気料金見込額を合算し、参考総価比較額とすること。

(3) 基本料金単価については、力率割引及び割増し適用前の額を記載すること。

(4) 使用電力量料金単価については、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載すること。

7 入札説明会及び入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明会は実施しない。入札説明書等に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

なお、事前に資料1「よくある質問及び回答一覧」、資料2「記入例」を参照すること。

(1) 質問の受付先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部財産総合管理課 財産活用担当

TEL 0985-26-7018

FAX 0985-26-7638

(2) 質問の受付方法

令和7年8月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）に書面（FAX可）で受け付けるものとする。

(3) 回答の方法

質問者に書面（FAX）で回答するとともに、県ホームページで随時公表する。なお、回答書は発注機関においても閲覧できるものとする。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時 令和7年8月20日 午前10時

(2) 開札の場所 宮崎県都城家畜保健衛生所 研修室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約希望金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に、国（独立行政法人通則法（平成11

年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。) 又は地方公共団体 (地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。) と種類及び規模をほぼ同じくする契約 (長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの) を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約書の作成

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなければならない。
- (4) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記 9 の(2)のア、イいずれかを確認する書類を、落札決定の日から起算して 7 日以内に提出すること。

開札に関する注意事項

1 開札について

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

2 開札結果について

落札者が決定した場合は、開札の結果をその場で発表する。ただし、入札者又はその代理人の立会いがないときは別途連絡を行う。

3 初度の入札において落札者がいない場合

- (1) 開札の場において入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合
直ちに再度の入札を行うため、参加する者は再入札用の入札書が必要となる。

- (2) 開札の場において入札者又はその代理人で立ち会っていない者がある場合
次により再度の入札を行う。

ア 再度の入札の開札の日時、場所

開札の日時 令和7年8月27日 午前10時

開札の場所 宮崎県都城家畜保健衛生所 研修室

イ 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に、手書き等で「再」と記入すること。

ウ 再度の入札書は初度の入札と同様に入札金額計算書を添付し、封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『8月27日開封 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の再入札書在中』と朱書きすること。

エ 再度の入札の代理人が初度の入札と異なる場合は、再度の入札のための委任状が必要となる。

オ 再度の入札に参加する者は、再度の入札書を令和7年8月26日 午後5時までに届くように持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）により提出すること。

カ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加できないものとする。

キ その他の事項については、初度の入札と同じとする。

入 札 書

入 札 金 額	円 ※頭初に「〒」の記号を併記すること
入 札 の 目 的	宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の供給
供 給 場 所	宮崎県都城家畜保健衛生所 宮崎県都城市高崎町大牟田 4 2 1 3 - 1
供 給 期 間	令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時 から 令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで
供 給 の 方 法	現地供給
入 札 保 証 金 額	宮崎県財務規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により免除
上記金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額をもって供給したいので、ご呈示の仕様書及び契約条項、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）並びに指示の事項を承知して入札いたします。 令和 7 年 月 日 入 札 者 住所 商号又は名称 氏名 印 宮崎県都城家畜保健衛生所長 殿	

確 入 認 札 済 条 印 件 等

入札金額計算書 (税込単価用)

入札者 ●●●●丁目●●番地
株式会社 ●●●●
代表取締役 ●●●●●● (印)

供給施設名 宮崎県都城家畜保健衛生所

	基本料金			使用電力量料金			(7)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	予定契約電力 (kW)	単価 (円/kW)	基本料金 (円) (1) × (2) × 0.85 (力率修正率)	予定使用電力量 (kWh)	電力量料金単価 (円/kWh)	使用電力量料金 (円) (4) × (5)	
	仕様書のとおり	【下記※1 参照】	【下記※2】	仕様書のとおり	【下記※1、※5】	【下記※2】	
令和7年10月							
令和7年11月							
令和7年12月							
令和8年1月							
令和8年2月							
令和8年3月							
令和8年4月							
令和8年5月							
令和8年6月							
令和8年7月							
令和8年8月							
令和8年9月							
参考総価比較額							(A)

【記載に関する注意事項】

- ※1 …(2)、(5)の単価に円未満の端数がある場合は、小数点第2位までとする。
- ※2 …(3)、(6)については円未満の調整をせず、(3) = (1) × (2) × 0.85、(6) = (4) × (5) の数値をそのまま表記する。
- ※3 …(7)は、(3)と(6)の数値を合算した後、1円未満の端数を切り捨てる。
- ※4 …電気料金の形態により、この計算書様式での算定が困難な場合は、必要に応じて一部変更してよいものとする。
ただし、基本料金の計算(契約電力×単価×力率修正率(0.85))は変更できないものとする。
様式を変更した場合においても、(7)は月別各料金の合計後、1円未満の端数を切り捨てた額とすること。
- ※5 …(5)には、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載すること。

入札書記入額

(A) × 100/110 (小数点以下切り上げ)

(B)

入札金額計算書 (税抜単価用)

入札者 ●●●●丁目●●番地
株式会社 ●●●●
代表取締役 ●●●●●● (印)

供給施設名 宮崎県都城家畜保健衛生所

	基本料金			使用電力量料金			(7)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	予定契約電力 (kW)	単価 (円/kW)	基本料金 (円) (1) × (2) × 0.85 (力率修正率)	予定使用電力量 (kWh)	電力量料金単価 (円/kWh)	使用電力量料金 (円) (4) × (5)	
	仕様書のとおり	【下記※1 参照】	【下記※2】	仕様書のとおり	【下記※1、※5】	【下記※2】	
令和7年10月							
令和7年11月							
令和7年12月							
令和8年1月							
令和8年2月							
令和8年3月							
令和8年4月							
令和8年5月							
令和8年6月							
令和8年7月							
令和8年8月							
令和8年9月							
参考総価比較額 (入札額)							

【記載に関する注意事項】

- ※1 …(2)、(5)の単価に円未満の端数がある場合は、小数点第2位までとする。
- ※2 …(3)、(6)については円未満の調整をせず、 $(3) = (1) \times (2) \times 0.85$ 、 $(6) = (4) \times (5)$ の数値をそのまま表記する。
- ※3 …(7)は、(3)と(6)の数値を合算した後、1円未満の端数を切り捨てる。
- ※4 …電気料金の形態により、この計算書様式での算定が困難な場合は、必要に応じて一部変更してよいものとする。
ただし、基本料金の計算(契約電力×単価×力率修正率(0.85))は変更できないものとする。
様式を変更した場合においても、(7)は月別各料金の合計後、1円未満の端数を切り捨てた額とすること。
- ※5 …(5)には、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載すること。

委 任 状

使用印鑑

私は、都合により () を代理人と定め、
下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1 入札の目的 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の供給
- 2 供給の場所 宮崎県都城家畜保健衛生所
宮崎県都城市高崎町大牟田 4 2 1 3 - 1

令和 7 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

宮崎県都城家畜保健衛生所長 殿

代理人の職名又は本人との関係

仕 様 書

1 概 要

- (1) 需要場所 宮崎県都城家畜保健衛生所
宮崎県都城市高崎町大牟田 4 2 1 3 - 1
- (2) 用 途 宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気

2 仕 様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線方式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電設備の総容量	2 5 0 k V A
カ コンデンサ取付容量	5 0 k v a r
キ 受電方式	1 回線受電方式
ク 蓄熱設備	無
ケ 自家用発電設備	有 4 5 k v A × 1 台 (非常用)
コ 太陽光発電設備	無

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア 予定契約電力 常時 3 6 k W

(供給開始後の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし最大需要電力が 500 k W 以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定する。)

イ 予定使用電力量 7 6, 5 0 0 k W h (別紙 1 のとおり)

ウ 力率 100% (平均) (各月の力率は実測値によるものとする)

エ 月別最大需要電力及び使用電力量の実績 (別紙 2 のとおり)

(3) 調達期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで

(4) 電力計の検針 自動検針装置 有
検針方法 自動記録

(5) 需給地点 需要場所に宮崎県が設置した気中開閉器の電源側端子との接続点

(6) 計量地点 需要場所に宮崎県が設置した受電用変圧器の 1 次側

(7) 保安責任分界点 需給地点に同じ

(8) 財産分界点 需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。

3 その他

- (1) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- (2) 入札価格の算定にあたっては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

月別予定契約電力及び予定使用電力量

月 度	予定契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
令和7年10月	36	6, 000
令和7年11月	36	6, 000
令和7年12月	36	6, 000
令和8年1月	36	6, 000
令和8年2月	36	6, 000
令和8年3月	36	6, 000
令和8年4月	36	6, 000
令和8年5月	36	6, 000
令和8年6月	36	6, 000
令和8年7月	36	7, 500
令和8年8月	36	7, 500
令和8年9月	36	7, 500
合計	—	76, 500

月別最大需要電力及び使用電力量の実績

月 度	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
令和6年6月	27	5, 882
令和6年7月	31	7, 487
令和6年8月	36	7, 693
令和6年9月	28	6, 707
令和6年10月	28	6, 163
令和6年11月	26	5, 697
令和6年12月	28	6, 042
令和7年1月	30	6, 365
令和7年2月	31	5, 780
令和7年3月	29	6, 587
令和7年4月	19	5, 923
令和7年5月	22	5, 878
合計	—	76, 204

電気需給契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と電気事業者名（以下「乙」という。）とは、宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が別に定める仕様書に基づき、甲の宮崎県都城家畜保健衛生所で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（電気需給期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、電気需給期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、別紙電気需給契約単価表（以下「単価表」という。）のとおりとする。

2 この契約の締結後、乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（契約保証金は、免除する。）

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4に基づき、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により仕様書に定める予定使用電力量（以下「予定使用電力量」という。）を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

※500kW未満の場合の記載

第7条 各月の契約電力は、当該月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力は変動するものとする。ただし、最大需要電力が500kW以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を変更する。

※500kW以上の場合の記載

第7条 仕様書に定める契約電力（以下「契約電力」という。）の変更について必要が

あると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は乙に超過金を支払うものとする。

3 契約超過金については、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増したものの1.5倍に相当する金額とする。この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

(使用電力量の計量及び通知)

第8条 使用電力量の計量は、計量器の記録値読みによるものとし、乙は、毎月末日の24時の検針記録値により使用電力量を算出し、翌月初めに甲に通知しなければならない。

2 前項の計量日時(検針日)は施設ごとに甲乙協議の上、決定できるものとする。

(電気料金の請求及び支払)

第9条 乙は、前条の規定による通知後、甲に当該月に係る電気料金の支払請求書を提出するものとする。

※税抜き単価を用いる場合の記載

2 前項に規定する電気料金は、基本料金(単価表の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。)、使用電力量料金(単価表の各月の使用電力量料金単価に当該月の使用電力量を乗じて得た額とする。の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額と、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金(1円未満の端数は切り捨てる。の合計額(1円未満の端数は切り捨てる。とする。ただし、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

※税込み単価を用いる場合の記載

2 前項に規定する電気料金は、基本料金(単価表の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。)、使用電力量料金(単価表の各月の使用電力量料金単価に当該月の使用電力量を乗じて得た額とする。及び燃料費等調整額の合計額(1円未満の端数は切り捨てる。に、再生可能エネルギー発電促進賦課金(1円未満の端数は切り捨てる。)を合計したものとする。ただし、基本料金単価、使用電力量料金単価、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3 甲は、第1項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に電気料金を支払うものとする。

4 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に電気料金を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが

できる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力を供給する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 契約の履行に関し、乙に不正の行為があると甲が認めたとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (5) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、当該解除日から契約期間満了の日までの期間に係る基本料金及び予定使用電力量料金（予定使用電力量に単価表の使用電力量料金単価を乗じて得た額とする。以下同じ。）の合計額の10分の1に相当する額を、違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。なお、当該解除日が当該月の途中である場合には、当該月の残日数について、当該月の基本料金及び予定使用電力量料金の合計額の10分の1に相当する額を日割り計算するものとする（1円未満の端数は切り捨てる。）。

3 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

4 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約により支払が予定される金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

5 甲は、前各項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第11条 甲がその責に帰すべき事由により本契約を解除した場合（前条第4項の規定による場合を除く。）には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第3条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金、力率割引又は割増及び燃料費等調整額）

第12条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに基本料金の力率割引又は割増及び電力量料金の燃料費等調整額は、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

（乙の解除権）

第13条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、この契約の締結及び履行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においてもなおその効力を有す

るものとする。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(規定以外の事項)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）その他関係法令、乙の電気需給約款、九州地区の一般送配電事業者が定める供給条件等の定めるところによる。

2 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは前項の規定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県都城家畜保健衛生所長 鎌田 博志

乙 住所
商号又は名称
代表者

電気需給契約単価表

	基本料金単価 (円／kW)	使用電力量料金単価 (円／kW h)
令和 7 年 1 0 月		
令和 7 年 1 1 月		
令和 7 年 1 2 月		
令和 8 年 1 月		
令和 8 年 2 月		
令和 8 年 3 月		
令和 8 年 4 月		
令和 8 年 5 月		
令和 8 年 6 月		
令和 8 年 7 月		
令和 8 年 8 月		
令和 8 年 9 月		